

日銀業第432号
平成28年5月13日

補完当座預金制度対象先 御中

日 本 銀 行

「補完当座預金制度に関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行では、標記規程を別紙のとおり一部改正し、本年5月16日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「補完当座預金制度に関する細則」中一部改正

○ 4. (3) を次のとおり改める（全面改正）。

(3) 付利対象積み期間における対象預金の平均残高から、法定準備預金額および(2)の金額を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、次のイ. からハ. までの合計金額^(注)に満つるまでの金額については、基本要領4.(3)に定める利率とします。

(注) 別に定めるところにより、日本銀行にマネー・リザーブ・ファンドの受託残高を報告した対象先（以下「特則適用先」といいます。）については、マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の合計金額を加えます。

イ. 基準平均残高に別に定める一定比率（以下「基準比率」といいます。）^(注)を乗じた金額

(注) 基準比率は、当初は0とし、その後は原則として3積み期間ごとに、短期金融市場における取引の動向を踏まえつつ、概ね、対象先全体の対象預金の残高の増減に応じて対象先全体の4.(3)に定める金額が増減するよう、適宜見直します。基準比率の変更は、日本銀行のホームページ (<http://www.boj.or.jp>) において公表します。

ロ. 付利対象積み期間における「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」および「日本銀行が行う平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れ（円建てのもの）^(注)の平均残高

(注) 「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「系統中央機関の会員である金融機関による利用にかかる「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出

増加を支援するための資金供給に関する基本約定」に関する特則」、「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」および「日本銀行が行う平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく系統中央機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫をいいます。）の借入れは、当該系統中央機関の借入れとして取り扱います（当該系統中央機関の会員である金融機関が対象先であっても、当該対象先の借入れとして取り扱いません。）。

ハ. ロ. の残高のうち、平成28年3月末における「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う成長基盤強化を支援するための資金供給に関する基本約定」、「日本銀行が貸出支援基金の運営として行う貸出増加を支援するための資金供給に関する基本約定」および「日本銀行が行う被災地金融機関を支援するための資金供給オペレーションに関する基本約定」に基づく借入れの合計残高を上回る金額

○ 5. (2) (注5) を横線のとおり改める。

(注5) ①から、積数 a および積数 b を減じた金額（零を下回る場合を除きます。）のうち、②に基準比率を乗じた金額（円位未満切捨とします。）、「付利対象積み期間における4.(3)ロ. に定める借入れの毎日（銀行休業日の場合には、その前営業日）の終業時の残高の合計金額 (③)」、「③のうち、平成28年3月末における4.(3)ハ. に定める借入れの合計残高に付利対象積み期間の日数を乗じた積数を上回る金額」および「マネー・リザーブ・ファンドごとの基準期間における受託残高に相当する金額または付利対象積み期間における受託残高に相当する金額のいずれか小さい方の金額の付利対象積み期間における積数の合計金額」（特則適用先に限ります。）の合計金額に満つるまでの金額（積数 c）をいいます。